第１１期中野区健康福祉審議会	資料１－２（差替）
第２回全体会（2026/9/29開催）	

第１１期中野区健康福祉審議会　地域福祉部会　報告書　概要

区は、中野区地域福祉計画（中野区成年後見制度利用促進計画を含む）の改定にあたり、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」等について、第１１期中野区健康福祉審議会へ諮問した。

これを受け、令和８年４月から９月までの期間に同審議会地域福祉部会で審議した内容を、報告書としてまとめたものである。

中野区地域福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について

１　地域とのつながりを基盤とした地域共生社会の実現について

年齢、障害の有無、国籍、性別、性自認や性的指向、家族構成などの違いを認め合い、誰もが地域社会の一員として尊重される意識を醸成するとともに、地域や多様なコミュニティとのゆるやかなつながり、多様な居場所や交流の場の充実、区民の主体的な参加と担い手づくりを進めることで、互いに支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域のつながりの基盤づくりが重要である。

・多様性を認め合う意識の醸成
・必要なつながりづくり
・多様な居場所と交流の場の充実
・地域活動への参加と担い手づくり

２　多様な課題を抱えた人を支える地域づくりについて

制度の狭間にある課題を含む複雑化・複合化した地域生活課題について、本人や世帯全体の状況を包括的に捉えながら本人の意思を尊重した支援を行うとともに、行政、関係機関、関係団体、地域住民等の多様な主体が連携・協働し、それぞれの強みを生かして地域全体で支える仕組みづくりを進めることが重要である。

・制度の狭間にある課題への対応
・本人の意思を尊重した支援の推進
・多様な主体による支え合いの推進

３　誰ひとり取り残さない包括的な支援体制の構築について

属性や世代を問わず相談を受け止める包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる早期把握と継続的な関わり、本人の希望に応じた参加支援、伴走支

援及び多機関協働による支援ネットワークの強化を進め、重層的支援体制整備事業を基盤とした切れ目のない支援体制を推進することが重要である。

・包括的な相談支援体制の充実
・アウトリーチの推進
・参加支援の推進
・継続的な伴走支援の充実
・多機関協働による支援体制の強化
・重層的支援体制整備事業の推進

４　権利擁護を基盤とした地域福祉の推進について

本人の意思と権利が尊重される地域社会の実現に向け、権利擁護や成年後見制度に関する普及啓発を進めるとともに、本人の意思決定を支える相談支援体制を充実させる必要がある。また、単身高齢者や身寄りのない人を地域全体で支える見守りや支援の仕組みを強化し、誰もが地域とのつながりを保ちながら安心して暮らし続けられる環境づくりを推進することが重要である。

・権利擁護と成年後見制度の普及啓発
・相談支援の充実
・単身高齢者等を支える地域の権利擁護支援の充実